

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成27年9月24日（平成27年（行情）諮問第579号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年（行情）答申第102号）

事件名：カンヌ映画祭の経費の詳細が分かる書類の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年カンヌ映画祭の経費見積もり及びかかった全ての支出経費の詳細が分かる一切の書類（実施経費のみならず，企画立案段階からの関係する準備経費，デザイン料，宣伝費，委託費用などを含む全ての経費）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課課長及び同行職員の出張費用に係る文書（以下「経済産業省職員の渡航費用に係る文書」という。）につき，改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年6月22日付け20150526公開経第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

平成27年カンヌ映画祭においては，少なくとも経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課（以下「メディア・コンテンツ課」という。）課長一人以上が出張しており，異議申立人が請求した「カンヌ映画祭の一切の経費の詳細」として経済産業省職員の渡航にかかる費用の領収書が存在しているのが当然である。したがって，「該当する行政文書は作成も取得もしておらず，保有していない」の理由での不開示決定に合理的な理由はなく，原処分は著しく不当なものである。

また，特定事業は経済産業省の支援で運営されており，さらにイベントプロデューサーの人選など経済産業省は積極的にカンヌ映画祭の一連に携わった立場である。にもかかわらず，カンヌ映画祭に設置されたジャパンパビリオン，広告，特定事業の一連のパーティー，アトラクション，その他イベントなどの一切の収支決算についての文書が存在していないとする処分庁の「税金は出しっ放しだが，報告は存在しない」とす

る理由には何ら合理性はなく、したがって、原処分は著しく不当なものである。

また、今回のカンヌ映画祭の一連のイベント、アトラクションには著しく不適切なものが含まれ、我が国の映画産業の国際信用を低下させるものである。国民は、これを監視する正当な権利を有している。この権利行使の観点から、特定事業で何が行われたのかを知る権利は、国民全体の利益であり、その情報は当然開示されるべきものである。さらに、この権利は国民が持つ不可侵権である。よって、原処分は国民全体の利益及び正当な権利を著しく侵害するものである。

(2) 意見書

原処分は、行政が保有している文書の存在を隠蔽するなどした、法に基づく決定ではなく、保有している情報や経済産業省が行った事業の事実を処分庁の裁量で恣意的に隠す目的で行われた決定である。よって、その決定は直ちに取り消されるべきである。

本件開示請求にある「カンヌ映画祭」事業においては、特定事業のホームページ（現在は運営によって削除）、別途開示決定された『特定事業』事業発表記者会見資料』及び経済産業省連名の報道発表資料において「経済産業省の支援を受け実施」と経済産業省による税金支出が明記されている。また、本件開示請求を行った時点において、カンヌ映画祭にはメディア・コンテンツ課課長らの出張も公になっている。この事実があるにもかかわらず、国民が経済産業省に対して情報公開を行った際の「カンヌ映画祭」の言葉の解釈が、カンヌ映画祭に関わる税金の支出ではなく、1946年から続くフランス国際映画祭協会運営、そして、フランス政府の税金支出のある「カンヌ映画祭運営費」と限定的に解釈した諮問庁の理由説明は、極めて合理性を欠く説明である。そして、それを理由に一切の文書が存在していないとする決定は、国民の知る権利と情報公開制度の根底を愚弄する極めて悪質な処分である。

仮に、本件対象文書の解釈に疑問があれば、処分庁は異議申立人に対し、開示決定期限を待たずとも、確認若しくは補正を命ずることができたはずである。処分庁は、一切このような措置をすることなく原処分を下した。

そもそも原処分の不開示理由は、本件開示請求の対象となる事業の事実の変更と、情報の隠蔽によるものである。

諮問庁は、異議申立人の別途の開示請求において開示決定を下したとするが、経済産業省の税金支出と直接的関わりを示す連名の報道発表資料は、異議申立人が行いたいかなる表現の開示請求においても存在が否定されている。すなわち処分庁は保有する公文書の開示、不開示を恣意的に選択又は法律に反し、当該行政文書を適切に開示していない。この

事実だけをもって、いかなる処分庁の決定も取り消されるべきである。

さらに、諮問庁の理由説明において、異議申立人から別途「カンヌ映画祭に係るメディア・コンテンツ課の出張旅費に関わる文書」の開示請求を受け、適切に情報開示決定を行ったとしているが、異議申立人はこのような内容の開示請求は行っていない。この別途開示請求は、平成27年6月25日メディア・コンテンツ課職員の説明を受けて行ったものである。当該職員の説明では「職員の出張経費については、今回はカンヌだけに出張したわけではないため、『カンヌ映画祭経費』という請求内容では出張経費は該当しない認識である」と回答した。また、カンヌ映画祭においても、「年間5イベントの実施を発表していた複合事業『特定事業』の一部であるため、『カンヌ映画祭』という個別の支出は答えられない」としていた。そのため、異議申立人は、文書を特定するために、「平成27年にメディア・コンテンツ課長及び経済産業省職員が行ったカンヌ映画祭及びその他訪れた全ての海外出張費の明細がわかる文書並びにその出張に関する業務報告書」として別途開示請求を行ったものである。しかし、開示文書によると、カンヌ映画祭の出張において、他の場所を訪れた事実はなかった。よって、「カンヌ映画祭」の認識の違いによる不開示及び別途請求に対し正しく開示しているという諮問庁の理由説明は事実に反している。よって、原処分は、正当な理由を欠く決定である。

さらに、本件開示請求の過程で、経済産業省は事業の税金支出に関する事実関係を変更している。そもそも「経済産業省支援事業」であるはずの事実が、本件開示請求後の平成27年6月25日メディア・コンテンツ課職員の説明及び「平成27年7月29日付け20150629公開経第3号」の説明では、「カンヌ映画祭事業」は経済産業省支援ではなく、経済産業省及び総務省の「ジャパン・コンテンツ ローカライズ & プロモーション支援助成金」(J-LOP)であるとした。しかし特定事業はあらゆる発行物で「経済産業省支援事業」と記されており、反対に当該支援助成金からの助成であることを示す事実は、何一つ存在していない。よって、処分庁は当該事業の情報を不開示にする一方、内部の裁量で補助金に関わる事実を後から変更していることとなる。こうした処分は、情報公開制度そのものの信頼を著しく失墜させる悪質な処分であることから、原処分は、当然取り消されるべき不当な処分である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして、平成27年6月22日付けで不開示とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

カンヌ映画祭はフランス国際映画祭協会によって開催されたものであり、経済産業省が運営しているものではないことから、本件対象文書を一切保有していないため、原処分を行ったものである。

さらに、本件開示請求の記述をもって、異議申立てにおいて主張するところの「経済産業省職員の渡航にかかる費用」に関する文書及び「特定事業への支払い」に関する文書が本件対象文書に含まれるとの認識はできない。

以上から、本件請求文書については、文書不存在に基づく不開示決定を行ったものであり、原処分における判断は妥当である。

なお、異議申立人から、上記「経済産業省職員の渡航にかかる費用」に関する文書及び「特定事業への支払い」に関する文書については、別途それぞれ開示請求「カンヌ映画祭に係るメディア・コンテンツ課の出張旅費に関する文書」及び「特定事業コンソーシアムへの補助金とその実施状況に関わる全ての書類」があり、平成27年7月29日付け20150629公開経第3号及び同第4号をもって、既に開示決定等をしたとおりである。

3 結論

以上のとおり、本件異議申し立てについては、何ら理由はなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申し立てについては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月14日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年5月12日 審議
- ⑤ 同年6月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年カンヌ映画祭の経費見積もり及びかかった全ての支出経費の詳細が分かる一切の書類」である。

諮問庁は、本件対象文書は保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア カンヌ国際映画祭はフランス文化省、カンヌ市、フランスの地方団

体及び企業の出資により運営されており、平成27年は5月13日から同月24日まで開催された。経済産業省は、運営経費を出資しておらず、運営経費に係る文書等も入手しておらず、保有していない。

イ 上記映画祭では、経済産業省のコンテンツ海外展開等促進事業費補助金（以下「コンテンツ事業補助金」という。）の基金設置法人である特定非営利活動法人映像産業振興機構（以下「V I P O」という。）が、日本映画のPR事業としてパビリオンを設置し、上映会、コンテンツの紹介及びビジネスセミナー等を実施した。

ウ コンテンツ事業補助金は、コンテンツ海外展開等促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、海外展開に必要な映像素材のローカライズやプロモーションへの支援等、日本のコンテンツの海外発信に対する総合的な支援を実施するものである。コンテンツ事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）5条1項の規定に基づき、平成25年3月11日付けで交付申請を行ったV I P Oが、同月12日付けで経済産業大臣より交付決定を受け、当該補助金の基金設置法人となった。

基金の事業費は、コンテンツ海外展開等促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、ローカライズ事業費及びプロモーション事業費（以下、併せて「助成金」という。）並びに事業管理費に区分されている。

エ 基金設置法人は、上記事業管理費を活用し、平成27年度における日本映画のPR事業を、特定事業コンソーシアムに委託しており、カンヌ映画祭でのイベントはこのPR事業（特定事業）の一部であった。

カンヌ映画祭では、パビリオンにおいて、メディア・コンテンツ課課長がプレゼンテーションを行い、同映画祭会場では他国の政府関係者と意見交換を行った。当該課長の出張には職員1名が同行した。

オ 基金設置法人における事業管理費の費目ごとの見積額については、平成26年1月22日付けコンテンツ事業補助金に係る基金事業計画変更承認申請書（以下「計画変更申請書」という。）において確認することができるが、特定事業コンソーシアムの支出として区分されていないので、更にその内訳に当たるカンヌ映画祭におけるイベントの費用見積もりを確認することはできない。

カ また、基金設置法人から経済産業省への支払に関する報告は、交付要綱10条2項により、会計年度ごとに翌年度の4月10日までに年度報告書を経済産業大臣へ提出しなければならないとされており、平成27年度報告書は、平成28年4月8日に提出されたことから、開示請求受付時点（平成27年5月26日）において、経済産業省は、基金設置法人が特定事業コンソーシアムへ支払った費用に関する文書

を含む平成27年度の当該補助金額に関する文書を保有していない。
キ なお、経済産業省が、平成28年4月8日付けで基金設置法人から提出を受けた平成27年度報告書には、基金の入出金・保有の状況が分かる書類として「J-L O P 予算実績表」が添付されており、管理事業費の内訳として費目別に集計した金額が記載されているが、各費目の支払明細書等は、V I P O 事務所において経済産業省職員が確認しており、提出は受けていないことから、現時点においても、経済産業省は、基金設置法人がカンヌ映画祭のイベント費用を含む特定事業コンソーシアムへ支払った費用に関する文書を保有していない。

- (2) 当審査会事務局職員をして、カンヌ映画祭の公式サイトを確認させたところ、運営資金については諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、経済産業省が、カンヌ映画祭全体の運営に関わっていないことは是認できる。

また、諮問庁より交付要綱、実施要領及び計画変更申請書の提示を受けて確認したところ、V I P O が基金設置法人となった経緯、基金の事業計画における事務費の内訳及び支払に係る年度報告については諮問庁の上記(1)ウないしキの説明のとおりであると認められることから、カンヌ映画祭における事業にコンテンツ事業補助金が活用されてはいるが、基金設置法人がカンヌ映画祭のイベント費用を含む特定事業コンソーシアムへ支払った費用に関する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はない。

- (3) しかし、異議申立人は、意見書において、本件開示請求は「カンヌ映画祭に関わる税金の支出」についての文書である旨説明しているところ、本件対象文書は、その開示請求の文言に照らし、「平成27年カンヌ映画祭において、経済産業省が支出した全ての支出経費の詳細が分かる一切の書類」と解する余地があり、そうすると、上記(1)エの経済産業省職員の渡航費用に係る文書は、本件対象文書に該当すると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

3 付言

諮問庁の理由説明書における説明から、処分庁は本件開示請求に対し、その趣旨を限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法1条及び3条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ない。

開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきであり、今後、処分庁においては、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、適切な対応をすることが望まれる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において経済産業省職員の渡航費用に係る文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久